

# 海商とその妻

——十一世紀中国の沿海地域と東アジア海域交易——

山崎 覚士

〔抄録〕

本稿では、十一世紀に活躍した海商周良史の妻であった施氏を顕彰する碑文「勅封魏国夫人施氏節行碑」を紹介し、当時の沿海地域社会と海商一家の生活をさぐる。本碑文は海商・東アジア海域史研究などでは利用されていないが、その分析によって、宋代海商の新たな一側面が浮かび上がってくる。すなわち、周良史が

みずから住蕃貿易に転じた海商であり、かつ周一族が妻の施氏によって海商から官吏へと社会的地位を向上したことが分かる。よって本碑文の歴史的価値は極めて高い。

キーワード 海商、周良史、住蕃貿易、明州、寧海県

## はじめに

九世紀半ば、東アジア海域において中国海商が登場し、以後、日本や朝鮮、東南アジアを結ぶ交易や文化交流に重要な役割を果たした。とくに両浙地域の海商は、朝鮮や日本に赴き、南海物産や中国物品を貿易した<sup>①</sup>。日本では、新羅海商に続いて中国海商が大宰府鴻臚館での貿易を行ない、中国では、かれら中国海商を管理するため宋代になると市舶司が設置され、市舶司による貿易体制がとられるようになる<sup>②</sup>。こうした中国海商の貿易活動は、日本に対する場合、鴻臚館での波打

際貿易であったが、十一世紀半ばとなると、かれら中国海商が日本に居住して唐坊を形成し<sup>④</sup>、貿易形態も住蕃貿易へと変化していった<sup>⑤</sup>。中国海商に注目すると、彼らの貿易方法が祖国を拠点として海外に貿易に出かける状態から、十一世紀には海外に居住して貿易活動を行なうようになったのである。

こうした中国海商の活動と交易形態の変化について、日本史の分野からの研究は盛んであるが<sup>⑥</sup>、中国史からの関心は比較的低いと言わざるを得ない。その結果の一つとして、海商研究に有効的な中国史料が十分に利用されておらず、研究の余地を残している。また中国史の間

題としても、中国海商の登場する九世紀半ばから、住蕃貿易へと変化する十一世紀半ばの期間は、広く唐宋変革期ととらえることができるが、そうした視点からも海商研究を進める必要がある。つまりは海商の発生とその活動について、当該時期中国社会における位置を探る考察が必要なのである。

その方法の一つとして、海商やその家族の生活などに注目した研究を挙げることができる。本稿で取り上げる海商周良史については、これまで多くの研究で言及されてきたが、まだまだ研究する余地を残している。そこでまず周良史について、これまでの研究で明らかとなっていることを概略しておく<sup>①</sup>。

周良史は、父を周文裔にもつ海商で、十一世紀前半に活躍した。母は日本女性であったが、それは周文裔がすでに大宰府・博多周辺に「住蕃商人」として居留して日本女性を妻としたと考えられ、さらに大宰府官と親密な関係を結び、高僧の渡航を援助することで、摂関家に知られていたとする。父周文裔は一〇一二年に日本に赴き、大宰大監藤原藏規を通じて、藤原道長に孔雀などを献じた。一〇二六年に、周良史は母が日本女性であることから関白藤原頼通に名籍を献じて爵位を望み、一〇三四年には東宮と京都で面会している。このように海商周良史は、当時において日宋貿易に携わり、摂関家や皇族とも近い存在であった。

そしてここに、彼の妻であった施氏を顕彰した碑文「勅封魏国夫人施氏節行碑」がある。「勅封魏国夫人施氏節行碑」は、海商周良史の妻であった施氏の行ないや、息子たちに対する教育などを顕彰したも

のである。これは慶元二年(一一九六)の春に、同郷の寧海県人であった王藻(あるいは王藻、字は新甫)が作成した碑文で、明の崇禎五年刊の『寧海県志』巻十に収められている。

本史料について、これまでの研究では触れられてこなかったが、そこには周良史とその妻、また海商であった周一族の栄進が記されており、本史料を分析することによって、従来の研究の誤りと、さらにその研究上に新たな知見を加えることができる。また、当時の東アジア海域を股にかけた海商と、中国沿海地域に生きたその妻の生活を追うことで、当該時期における沿海地域社会の一端を示すことができるだろう。

よって本稿では、本史料の紹介と分析を通じて、十一世紀における海商一族の生活を追ってみたい。

## 第一章 「勅封魏国夫人施氏節行碑」について

それではまず、以下に「勅封魏国夫人施氏節行碑」の全文を掲げておく。その際には、全体を六つの段落に分けて、それぞれ訓読と現代語訳を付しておいた。

一、原文は崇禎『寧海県志』をテキストとして、『浙江通志』巻二六六、「施氏節行碑」(「浙本」と略)と対校し、字句の大きく異なるものだけを校訂した。

一、段落分けは筆者が行なった。

王澡（字新甫、邑人）撰「勅封魏国夫人施氏節行碑」（明・崇禎『寧海県志』卷十）

### 段落①

#### 原文

孺人施氏、四明人。故府君周公諱良史之妻、故宣德郎贈少師諱弁之母。今、台之寧海県東四十里有壘、介于数山之間、清溪周其前、大海環其外、水石參錯、桑麻翳鬱。其中多周氏居、蓋其故第也。施氏、于四明為望族、孺人有容色性行、其家慎択所配。時府君雖不事官学、而以能文称、居郷慷慨、有器度、喜調給。人頗推長老、故施氏以婦之。周之先、嘗総大舶、出海上。府君至孝、不肯離其家、納孺人之明年、侍其父適日本国。去三月（浙本作「二月」）而生少師。後七年而府君哀訃至、少師生、府君既不及見。

#### 訓読

孺人施氏は、四明の人なり。故府君周公諱は良史の妻にして、故宣徳郎贈少師諱は弁の母なり。今、台の寧海県東四十里に壘有り、数山の間を介し、清溪は其の前を周り、大海は其の外に環る、水石參錯し、桑麻翳鬱す。其中周氏の居多し、蓋し其の故第なり。施氏、四明において望族たり、孺人に容色性行有り、其の家慎みて配する所を択ぶ。時に府君官学を事とせずと雖も、而ども能文を以て称さる。郷に居りて慷慨、器度有りて、調給を喜ぶ。人頗る長老に推す、故に施氏以て之に帰ぐ。周の先、嘗て大舶を総べて、海上に出づ。府君至孝

にして、其の家を離るるを肯ぜず、孺人を納むるの明年、其の父に侍して日本国に適く。去くこと三月にして少師を生む。後七年にして府君の哀訃至り、少師生まれ、府君既に見るに及ばず。

#### 現代語訳

孺人施氏は明州の人で、亡き夫周良史の妻であり、亡き宣徳郎贈少師周弁の母である。いま、台州寧海県の東四十里（約二十二km）の地に壘がある。それは山々の間にあつて、清らかな河川がその前をめぐる、大海原がその外に広がり、水石入り混じり、桑や麻が生い茂る地である。そのなかで周氏の家が多いのは、元々の旧居だからである。施氏は明州では名望の一族で、容姿や行ないが優れていたもので、家族は慎重に配偶者を選んでいった。当時、周良史は仕官のための学問をしなかつたが、文章が上手だと称賛された。地元では豪快で、器も大きく、人に恵むことを喜びとしていた。人々は長老に周良史を推薦し、よつて施氏は周良史の妻となつた。周良史の親は、かつて船舶を率いて海上に出ていたが、周良史は至つて親思いで、その家族と離れることを良しとせず、施氏を妻に迎えた翌年に、父に従つて日本国へと行つてしまつた。その三ヵ月後に周弁が生まれた。七年後、周良史の訃報が伝えられ、周弁は生れてより父の顔を見ることができなかつた。

### 段落②

#### 原文

而孺人年二十有二、孀、居家益貧、父母欲奪而嫁之、毅然守志、

不可回。先此、里閭未知読書、而孺人始教其子、有憐之者、則曰、莫若使田富貴、焉可必(恐以後有脱文)。有諂之者、則曰、是見錢遲、其窮可立待也。孺人益自信不疑、而教之愈篤。廼遣就舅家、求良師友、以訓誨之。少師少苦瘡瘍、累年不能療。孺人親自撫視、至達旦不寐。方是時家惟四壁、而孺人以一寡女子、倚少師為命、而少師又多病、人莫不為孺人危之。少師每学于他郡、或馳赴京師、行之日、孺人素飯(原文作「飯素」。今乙正)禱于家、俟其還、無恙廼為肉食。自学以至仕裝橐悉自辦、不取諸隣里、至鬻衣奩以資之。有賓客至、必親為之執爨具、食無少倦。故少師益得以結賢大夫、就成其業。

## 訓読

而して孺人年二十有二にして、孀となり、居家益ます貧しく、父母奪いて之を嫁がしめんと欲するも、毅然として志を守り、回すべからず。此れより先、里閭未だ読書を知らず、而れども孺人始めて其の子を教う。之を憐む者有り、則ち曰く、「田りて富貴ならしむるに若くは莫し、焉んぞ必ずしも……」と。之を諂る者有り、則ち曰く、「是れ錢を見ること遅ければ、其の窮、立ちどころに待つべきなり」と。孺人益ます自ら信じて疑わず、而して之を教うることに愈いよ篤し。廼ち遣りて舅家に就き、良き師友を求め、以て之に訓誨せしむ。少師は少くして瘡瘍に苦しみ、累年療す能わず。孺人親自ら撫視し、且に達するも寐ざるに至る。是の時に方り、家惟だ四壁のみ、而ども孺人一寡女子を以て、少師に倚りて命と為す、而ども少師又た病多し、人、孺人の為に之を危ぶまざる莫し。少師他郡に学ぶ毎に、或いは京師に

馳赴するに、行くの日、孺人素飯して家に禱り、其の還るを俟ち、恙無ければ廼ち肉食を為す。学びてより以て仕うるに至まで、装橐は悉く自辦し、諸れを隣里より取らず、衣奩を鬻ぎて以て之に資くるに至る。賓客至ること有れば、必ず親ら之が為に爨具を執り、食に少しも倦む無し。故に少師益ます以て賢大夫と結び、其の業を就成するを得。

## 現代語訳

そして施氏は二十二歳で寡婦となり、家は益々貧乏となった。父母は服喪の期間を早めて施氏を別の家に嫁がせようとしたが、施氏は毅然として志を守り、決意を撤回させることはできなかった。それ以前、郷里で読書できる者がいなかったが、施氏は初めてわが子を教えた。このことを憐れに思う者がいて「子どもに田んぼを耕させて富や地位を手に入れるのがよい。必ずしも……」と言い、そしめる者は「現金を手に入れることをぐずぐずしていると、貧乏はたちどころにやってくるぞ」と言った。施氏はますます自信を持つて疑うことなく、わが子をより一層熱心に教育した。夫の父の家に行かせ、素晴らしい先生や友人を探して、わが子に教えさせた。周弁は小さいころからできものに苦しみ、何年たっても治すことができなかった。施氏は自ら看病し、朝方になって寝ないこともあった。当初、家は壁のみあるような貧しい状態であったが、施氏はいち寡婦でありながら周弁をいのちと頼んでいた。周弁も病気がちであったので、施氏を危惧しない人はいなかった。周弁が他の州で勉強したり、都臨安に向かうときはいつも、出かけているあいだ施氏は粗末な食事であつて無事を祈り、周弁の帰宅

を待ち、何もなければ肉料理をふるまった。学問を始めて官に仕えるまでの身支度はすべて自ら用意し、近所から助けてもらうこともなく、衣箱を売ってはその足しにするほどであった。客人がくれば、かならず自分で飯炊き道具をにぎり、食事に遜色はなかった。ゆえに周弁はますます賢明な士大夫たちと関係を持つことができ、学業を成就することができたのである。

### 段落③

#### 原文

年十八薦于郷、三薦登進士第。先是、台之挙進士者曠、歳不得一人。至少師而以文章取高第、于是、廻知孺人為善教子也。嘉祐六年少師釋褐、主越州会稽簿、遷建之松谿、婺之武義、黄之黄陂三県令。得以祿及其親者十有九年。孺人以元豊三年七月初五日卒于黄陂之官舎。享年七十有四。後十三年宣徳郎卒于官、諸孫始遷孺人之柩与少師、葬于江寧府上元県金陵郷紫金嶺。

#### 訓読

年十八にして郷に薦められ、三薦して進士の第に登る。是れより先、台の進士に挙げらるる者曠し、歳に一人を得ず。少師に至りて文章を以て高第を取り、是において、廻ち孺人の善く子を教うるを為すを知るなり。嘉祐六年、少師釋褐し、越州会稽の簿を主り、建の松谿、婺の武義、黄の黄陂の三県令に遷る。祿を以て其の親に及ぶを得ること十有九年。孺人は元豊三年七月初五日を以て黄陂の官舎に卒す。享

年七十有四。後十三年して宣徳郎官に卒す、諸孫始めて孺人の柩と少師とを遷し、江寧府上元県金陵郷紫金嶺に葬る。

#### 現代語訳

（周弁は）十八歳で郷試（解試）に通過し、三度目にして進士に及第した。それ以前、台州の進士合格者は寂しいもので、一年に一人もいなかった。周弁になって文章の能力で好成绩を得、そうして施氏がよく子を教育したことが知られるのである。嘉祐六年（一〇六一）に周弁は始めて官途に就き、越州会稽県主簿となり、そののち建州松谿県令、婺州武義県令、黄州黄陂県令を歴任した。親類にまで給与が及ぶこと十九年にも上った。施氏は元豊三年（一〇八〇）七月五日に黄陂県の官舎で亡くなった。享年七十四歳。その十三年後に周弁は官に就いたまま亡くなった。孫たちは祖母施氏の柩を移して、父周弁とともに江寧府上元県金陵郷の紫金嶺に葬った。

### 段落④

#### 原文

政和三年（当作「二年」）冬、孫炳・焯援元圭霈恩、叙孺人起家本末、乞封于朝廷。朝廷審其不誣、加以今号（原作「号令」。據浙本、廻降訓詞、曰、朕荷天景貺、嘉与宇内、共承茲休。汝胚胎吉祥、慶鍾来裔、二孫瀝懇、折煥異恩。朕方篤孝治、以励（浙本作「一」）天下。錫此命書、其克歆享。嗚呼、孺人夙有淑徳、中外所知、鬱而不彰、存歿為恨。一旦朝廷恩逮九泉、発德音于数千載之後、命下之日、聞者榮之。

## 訓読

政和二年冬、孫の炳・煒は元圭の需恩を援け、孺人起家の本末を叙し、封を朝廷に乞う。朝廷其の誣ならざるを審らかにし、加うるに今号を以し、廼ち訓詞を降し、曰く「朕は天の景貺を荷い、宇内と与に、共に茲の休を承くるを嘉す。汝吉祥を胚胎し、慶びは来裔に鍾る、二孫瀝りに懇めて、異恩を煥らかにせんことを祈う。朕方に孝治に篤く、以て天下を励す。此れに命書を錫う、其れ克く歆享せよ」と。嗚呼、孺人夙に淑徳有るは、中外の知る所、鬱として彰らかならず、存歿為に恨む。一旦朝廷恩もて九泉に逮び、徽音を数千載の後に発す、命下るの日、聞く者之を榮とす。

## 現代語訳

政和二年(一一二二)の冬、孫の周炳、周煒は元圭の恩赦によって、施氏栄達の始末を述べ、朝廷に封号を求めた。朝廷はそれが偽りでないことを確かめ、「魏国夫人」の封号を与えた。また皇帝の御言葉が下された。「朕は天の大きいなる賜物を受け、天下とともにこの幸いを享受することを嬉しく思う。汝は吉祥なる子を宿し、その慶びは子孫に集まった。二人の孫はしきりに、格別の恩を明らかにするよう求めてきた。朕は孝によって統治することに熱心であり、そうして天下を励ましておる。ここに命書を与える、受け取りたまえ」。ああ、施氏が早くから淑徳であったのは中外の誰もが知っておりながら、世に現れることなく、死者も生者も恨みに思っていた。ひとたび朝廷の恩が地下の九泉にまで及び、名声が数千年後にまで伝わることとなり、

命令が下った日に、それを聞く者は榮譽なことだと思った。

## 段落⑤

## 原文

孺人性剛、動有法度、接宗族鄉里、以和孝聞、飭身儉約(原文「儉約」據浙本)不妄。孀居五十余年、未嘗出閨閣、而家事悉自主之、不以累其子、使得悉志于学。泊少師登第、孺人年五十六矣。猶教諸孫、臺臺不已。炳・煒最早被誨育、故以(原作「以故」今乙正)同年登第。炳任左中大夫・知瓊州軍州事、煒任右中大夫・知汾州軍州事。炤・煥・燦・權皆拳進士。炬、右廸功郎・池州青陽県主簿。曾孫道、右承議郎・知化州軍州事。造、右朝請大夫・知泉州軍州事。萃、文林郎・撫州司土曹事。芋(浙本作「芋」)、右從事郎・真州六合主簿。萃、右承直郎・監杭州軍資庫・兩浙東路安撫準備差使。庠、右廸功郎・建州松溪県尉。葵、右從事郎・監潭州南岳廟。玄孫彭、右從事郎・黃州軍州事判官。彤・彰之美、並右廸功郎、其余拳進士者、又二十余人。

## 訓読

孺人性剛にして、動もすれば法度有り、宗族郷里に接するに和孝を以て聞え、飭身儉約するに妄ならず。孀居すること五十余年、未だ嘗て閨閣を出でず、而して家事は悉く自ら之を主り、以て其子を累させず、志を学に悉くすを得しむ。少師登第するに泊び、孺人年五十六なり。猶お諸孫を教え、臺臺として已まず。炳・煒は最も早に誨育を被り、故に同年を以て登第す。炳は左中大夫・知瓊州軍州事に任

じ、焯は右中大夫・知汾州軍州事に任ず。焂・燮・燦・燿は皆な進士に挙げらる。炬は、右廸功郎・池州青陽県主簿、曾孫道は、右承議郎・知化州軍州事、造は、右朝請大夫・知泉州軍州事、萃は、文林郎・撫州司士曹事、芋は、右從事郎・真州六合主簿、萃は、右承直郎・監杭州軍資庫・両浙東路安撫準備差使、庠は、右廸功郎・建州松溪県尉、葵は、右從事郎・監潭州南岳廟、玄孫の彭は、右從事郎・黄州軍州事判官、彤・彰之美〔之美〕不明、並びに右廸功郎たり。其の余進士に挙ぐる者、又た二十余人。

#### 現代語訳

施氏は性格が剛直で、つねに規範を持ち、宗族や郷里との付き合いには淑和孝順であったと言われ、身を戒め儉約に嘘偽りがなかった。五十年あまりの寡婦暮らしの中で、婦人の寝屋を出ることなかったが、家事はすべて自分で取り仕切り、子どもにさせず、学業に専念させた。周弁が及第した時、施氏は五十六歳であった。依然、孫たちを己むことなく熱心に教育した。周炳・周焯は最も早く祖母施氏の教育を受けたので、同じ年に及第した。周炳は左中大夫・知瓊州軍州事を勤め、焯は右中大夫・知汾州軍州事を勤めた。焂・燮・燦・燿はみんな進士となった。周炬は、右廸功郎・池州青陽県主簿となった。曾孫の周道は、右承議郎・知化州軍州事となった。周造は、右朝請大夫・知泉州軍州事となった。周萃は、文林郎・撫州司士曹事となった。周芋は、右從事郎・真州六合主簿となった。周萃は、右承直郎・監杭州軍資庫・両浙東路安撫準備差使となった。周庠は、右廸功郎・建州松溪県

尉となった。周葵は、右從事郎・監潭州南岳廟となった。玄孫の彭は、右從事郎・黄州軍州事判官となった。彤・彰はともに右廸功郎となり、そのほか進士になった者はさらに二十人あまりに上った。

#### 段落⑥

#### 原文

源深流遠、子孫誥誥、久而益盛、実繇孺人。起艱難守節義、慨然保育其孤、以致今日昇哉。孺人生有偉節、没有榮聞、刊之琬琰、垂之簡冊、可以勸慈母、而勵節婦矣。然不得鴻儒大筆、表千載殊特之遇、則埋光泉壤、何以詔天下後世。是用備述孺人顕著之迹、与夫宗族之景所称道者、以俟異時史氏之所採摭。

慶元二年春三月甲子。

#### 訓読

源は深く流れは遠し、子孫誥誥とし、久くして益ます盛んなるは、実に孺人に繇る。艱難より起りて節義を守り、慨然として其の孤を保育し、以て今日の昇を致す。孺人生まれながらにして偉節有るも、榮聞有る没し、之を琬琰に刊し、之を簡冊に垂れ、以て慈母に勧め、節婦を励ますべし。然れども鴻儒大筆を得て、千載殊特の遇を表さざれば、則ち光を泉壤に埋む、何を以て天下後世に詔かにせんや。是を用て備さに孺人顕著の迹と、かの宗族の景の道に称う所の者とを述べ、以て異時史氏の採摭する所を俟たん。

慶元二年春三月甲子。

## 現代語訳

その源は深くその流れは遠く及び、子孫は多く集い、時間が経つにつれ益々繁栄したが、それはまことに施氏から始まった。困難から身を起して節義を守り、氣力をふるって自らの子を育て、こんにちの偉業を成し遂げたのである。施氏は生まれながら優れた節操を持ちつつも、栄誉がなかった。施氏を玉で作った碑石に書き記し、書物に残すならば、慈母を奨励し節婦を励ますことができよう。しかし大学者の名文でもって、千年にわたる格別の恩遇を表現しなければ、栄光は地下に埋もれてしまい、天下後世に明らかにならうか。そこで施氏の顕著な事跡と、その宗族の栄光のうち、道理にかなったことをすべて書きあげ、後の歴史家が採択するのを待つとする。

慶元二年(一一九六)春三月甲子。

## 第二章 海商周良史と妻施氏

## 第一節 夫周良史、妻施氏

まず、本碑文の主人公である施氏から見ておこう。段落①冒頭に「孺人施氏は、四明の人なり。……施氏、四明において望族たり」とあるように、施氏は明州名望の一族出身であった。元豊三年(一〇八〇)七月五日に享年七十四歳で亡くなっている(段落③)、逆算すると生年は景德四年(一〇〇七)となる。また息子の周弁は施氏が亡くなってから十三年後(一〇九三)に七十三歳で亡くなっており(段落③)、周弁の誕生年は天禧五年(一〇二二)となるから、段落

①より周弁誕生の一年前、つまり天禧四年(一〇二〇)に周良史と結婚したことになる。時に施氏は十四歳であった。

ところが段落①によると、結婚して一年、周弁が生まれた年(一一二二)に、夫である周良史は、父に従って日本へと貿易に出かけて行ってしまった。その七年後の天聖六年(一〇二八)に、周良史が亡くなったという訃報が伝えられ、周良史と周弁親子は顔を合わせるこゝろがついぞなかったという。施氏は二十二歳で寡婦となった。

夫である周良史一族は、台州寧海県の東四十里の罌(現在の寧海県官塘周村付近<sup>8)</sup>)に居を構えていた。父は海商であった周文裔であり、当時すでに日本を往復する貿易活動を行っていた。周良史の母は日本女性であったことが『左経記』万寿三年七月十七日「母則当朝臣女也」とあることから分かるが、従来の研究では博多あたりに周文裔が居住して日本女を娶り、周良史を生んだとされる。しかしながら、次に見るように、周良史は幼少期を寧海県で過ごしていたことをうかがわせる文面があり、とすれば日本女性の母はどこで周良史を生み、周良史が育ったのがどこなのか疑問が残り、現段階では後考を俟つほかない。

周良史は「時に府君官学を事とせずと雖も、而ども能文を以て称さる。郷に居りて慷慨、器度有りて、賙給を喜ぶ」(段落①)とあるように、台州で仕官のための学問をせず、地元では恬淡であったと伝えられているが、実際には人々への振舞いを好んだとあるように、海商一家として裕福であったことがうかがえる。よって周一族は台州寧海県で力を持った富商であったと見られる。



そして両家は婚姻関係を結ぶこととなった(段落①)。「人頗る長老に推す、故に施氏以て之に帰(とつぐ)」。台州出身の周良史と、明州出身の施氏の婚姻をおこなう接点は、やはり海上交易の拠点としてあった明州という地にあった。十一世紀の当時において、日本との貿易に際しては、明州に設置された市舶司を通じて渡海証明書である公憑の発給手続を行なう必要があった。そして貿易を終えて帰国する場合には、再び明州に戻り市舶司で抽解・博買(課税・先行買付)の手続きを経る必要もあった。<sup>9)</sup> また宋代の明州は、イスラーム商人街らしき区画が見られるなど国際交易港として繁栄し、日本・高麗など東アジア海域への玄関口でもあった。ゆえにこの結婚は、地方の海商が貿易港であった明州の名族と婚姻することによって、明州に海上交易の活動拠点を確保し、さらなる資金調達をねらった戦略的結婚であった見なすことができる。

こうして両家の婚姻関係が始まったが、にもかかわらず翌年には周良史が父周文裔に従って日本へと貿易に出かけてしまい、以後一度も妻子のいる寧海県には帰らなかつた。

その後、周良史は日本の史料に顔を出している。つまり周良史は一〇二六年(天聖四、万寿三)に名籍を関白藤原頼通に奉じ、桑絲三〇〇疋を献上して栄爵を申請した。そしてもし献上品が受け入れられない場合には、本国(宋朝)に帰って二年後の夏に錦・綾・香菓等を持ち来たつて献じることを約束している。しかしながら六月二十四日、名籍は受け入れられたものの、栄爵(五位)の授与は却下され、砂金三十両を下賜された(『小右記』万寿三年六月二十六日、『左経記』万

寿三年七月十七日、『宇槐記抄』仁平元年九月二十四日)。やはり不服であったのか、すぐさま同年十月に周良史は、藤原頼通への新たな献上品を求めて明州へと帰還している。『宋会要輯稿』職官四四一四、天聖四年十月に、

明州言えらく、市舶司牒すらく、日本国太宰府進奉使周良史状すらく本府都督の命を奉じ、土産物色を將て進奉すと。本州看詳するに、即ち本処の章表無し、未だ敢えて発遣上京せしめず。明州をして只だ本州の意度を作さしめ、周良史に諭し、本国の表章無きに縁りて、以て朝廷に申奏し難し、進奉する所の物色、如し留下を肯んぜば、即ち価例を約度して迴答し、如し留下を肯んぜざれば、即ち却けて給付し、曉示して迴らしめんと欲す。之れに従う。<sup>10)</sup>

とある。周良史は大宰府の長官であった少弐藤原惟憲とも結託していたので、貿易を円滑に進めるために進奉使とかけたようだが、入京は許可されなかつた。とはいえ結果として、周良史の件は明州で処理を進め、貿易を行う場合には、その査定と回答を明州で行うこととなった。結局、周良史は、明州で貿易を進めることができたのである。

関白との約束どおり、周良史は二年後の長元元年(一〇二八)八月十五日に、父周文裔とともに対馬に到着し、文殊・十六羅漢絵像なども将来したが(『小右記』万寿五年七月九日、長元元年十月十日)、この年は先に見たとおり施氏に周良史の訃報が届いた年である。つまり、周良史は妻子をすてて日本に永住することを、すでに一〇二六年の段階で決めていたようであり、二年後の一〇二八年に日本へと到来し、

そして施氏のもとに訃報が届けられていたのであった。

ひとつの可能性として、一〇二八年に日本に到来してすぐに、周良史が亡くなったと考えることもできる。しかし、その可能性を打ち消す史料がある。のちの後朱雀天皇が皇太子時代、一〇三四年(景祐元長元七)の正月の挨拶での出来事を記した手跡が残っている。そこに周良史は大宋国汝南郡商客良史として登場する(「大宋国汝南郡商客良史、字憲清、平賓客、一見如旧識、良史体白頗似憲清、平賓客所稱」中野重孝旧蔵『大手鑑』所収「東宮御手跡」)。この史料から、周良史が京へとのぼり、東宮と面会していることが分かる。先にみたとおり、周良史は台州寧海県出身であり、汝南郡の出ではない。汝南郡周氏とは、周の文王が国名を氏とし、安平王の次子秀が汝南に封ぜられたことにより発生した望姓<sup>13</sup>であり、周良史と直接的には関係ない。しかしながら、周良史が当時の日本社会において、中国的氏族価値観である名望(名族の姓氏)の汝南周氏をかたっていることは注目される。名望をかたることで、日本社会における自身の地位向上を狙ったものと考えられる。

以上のように、施氏は明州の望族として、海商一家の周良史と婚姻した。しかし周良史は翌年に日本へ名籍を奉じ、以後家族に顔を見せることなく、日本(おそらく当初は博多)に定住したとみられる。そして周良史はのちに関白や東宮など貴族に近しい存在として、日本で活躍したのであろう。

## 第二節 母施氏

周良史と「死に別れた」施氏は、その後どうなったであろうか。

「而して孺人年二十有二にして、孀となり、居家益ます貧し」(段落②)、「是の時に方り、家惟だ四壁のみ」(同)というように、施氏が寡婦となつてますます貧しくなつたと伝えている。また施氏がだれの手も借りず一人で息子を養育したと碑文は語っている。しかしながら、本碑文が施氏の節行を顕彰するものであるから、施氏の生活や子育てを美化して描写されている。その碑文には、隠しきれない施氏の経済状態や親族との関係が垣間見えている。いま以下に取り出してみると、

- ・ 廻ち遣りて舅家に就き、良き師友を求め、以て之に訓誨せしむ。

### (段落②)

- ・ 学びてより以て仕うるに至まで、装褳は悉く自辦し、諸れを隣里より取らず、衣奩を鬻ぎて以て之に資くるに至る。(同)

- ・ 賓客至ること有れば、必ず親ら之が為に爨具を執り、食に少しも倦む無し。(同)

とあって、周弁の身支度はすべて施氏みずから用意し、近所からの助けもいらず、必要であれば衣箱を売って生活し、客人へのもてなしに事欠くことはなかったという。また舅家(周良史の父方の家、つまり周一族)に周弁をあずけ、先生や友人を求めさせたのも、海商の周一族との関係が切れておらず、陰に援助を行なつていたことをうかがわせる。また周弁が勉強にでかけ、帰宅すると肉をふるまつてもいる(段落②)。碑文は、施氏が貧乏で苦勞したことを誇張して書かれているが、その実、施氏は周家を頼りに、子を育てていた。

その後、施氏の努力も実り、周弁は官途の道を進んでゆくが、平坦

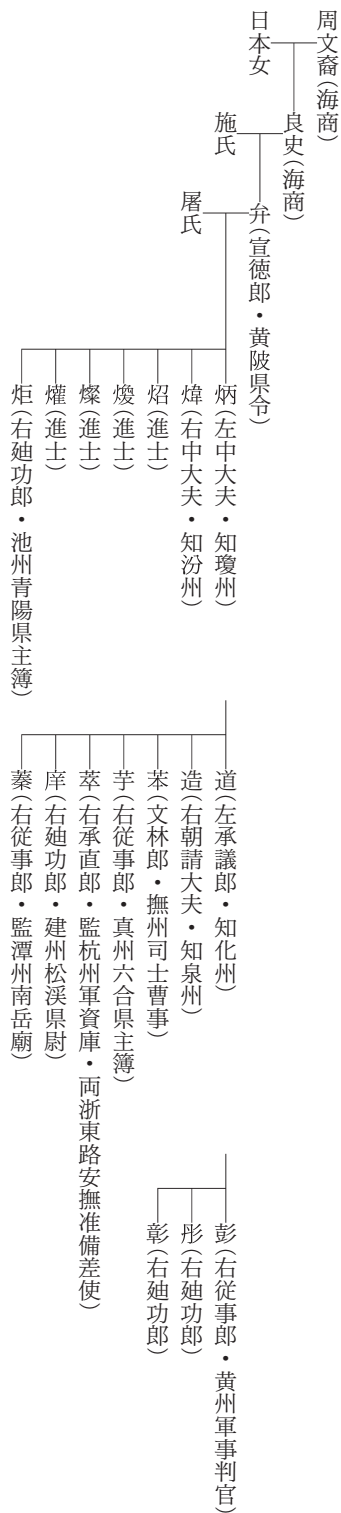
ではなかった。

年十八にして郷に薦められ、三薦して進士の第に登る。……嘉祐六年、少師釋褐し、越州会稽の簿を主り、建の松谿、婺の武義、黃の黃陂の三県令に遷る。(段落③)

とあるように、十八歳(一〇三八年、宝元二)で科擧の第一試験である郷試に通過したが、都臨安での省試(進士科)合格までに、周弁は三度挑戦してやっと及第した。そして始めて官職についたのは周弁四十一歳の時であった。郷試通過から仕官までに二十三年を費やしている。しかしながら、これによって周一族は海商の家から、初めて周弁が官吏となり、「祿を以て其の親に及ぶを得ること十有九年」というように、徭役を免除される裕福な「官戸」へと榮進した。

その孫たちには、周弁の恩陰を得て官吏となる者や、科擧に応ずる者が続出している(段落⑤)、また周氏家系図を参照)。特に孫の周

### 周氏家系図



炳・周焯は同時に科擧及第したので、その居所を「雙登堂」と称し、後世まで顕彰された(張美和「雙登堂記」、崇禎『寧海県志』卷十)。確かに名族出身の施氏の努力が必要であったものの、周家はかくして海商一家から、官吏を輩出する「官戸」へと社会的上昇をなしたのであった。

### 結びにかえて

十一世紀に、父とともに海商となった周良史は、両浙地域沿海に位置する寧海県瀕海の地を故郷に持ち、明州を拠点に貿易活動を行っていた。周一族は明州の名望施氏と婚姻し、明州での拠点を確かなものとした。周良史その人は、一〇二六年に日本へ名籍を提出し移住の手続をはじめ、おそらく一〇二八年以降、日本に定住した。

この時期、名籍を日本朝廷に提出する海商がままた見られる。一一五

〇年には劉文沖(『字槐記抄』仁平元年九月二十四日)が周良史と同じく名籍を奉じている。また一〇〇三年には上官用錡が「帰化」を望むも送還されているが(『権記』長保五年七月)、同年に温州・洪州(?)人の「帰化」が頻繁であったという(『本朝麗藻』巻下、帝徳部、勘解相公「仲秋積奠膺万国咸寧」。一〇五〇年には宋人張守隆の「帰化」が許可されている<sup>15)</sup>。名籍を奉ずることと「帰化」が同義か不明だが、十一世紀には多くの中国海商が日本への居住を願っていたことがうかがえよう。それを裏付けるように、近年の博多遺跡群の発掘によって、十一世紀後半より宋海商の居住跡(「唐坊」)が見つかっている<sup>16)</sup>。よって、周良史はみずから波打際貿易から住蕃貿易に転じた海商であったと言えよう。

いっぽう、周良史のいなくなった周一家は、施氏をたよりに、周弁を官途へと導いた。海商一家であった周一族は、科擧の合格や官職に就くまで時間がかかったもの見事に成し遂げ、子孫にいたるまで官吏を出し続ける「官戸」へと社会的地位を上昇させた。唐宋変革期における、商人の仕官による社会的地位の上昇の一例と考えることができる。

海商としての周一族が海上貿易をおこなうことよって、台州寧海県において港市が発展するわけではなかった。寧海県はやはり一地方の港にとどまった。つまり、海商の利益活動が必ずしも出身地域を経済的に潤さなかった。それは、宋朝による市舶司体制によつて、国際貿易港として明州を定位し、海外貿易活動を管理しているために、地方都市(港市)へ利潤が還元されず、その発展が制限されるのである。

また、海商であった周一族も、結局は中国内の科擧官僚社会への栄進を目指したのであり、海商の商業活動の社会的結実は科擧官僚輩出というかたちで地域社会へ還元されたのであった。

周一族よりすると、海商の社会的成功は官吏となることよつて成就するのであり、もちろん、そこに明州名望の施氏の力が不可欠であったことは言うまでもない。

## 〔注〕

- (1) 石井正敏「一〇世紀の国際変動と日宋貿易」(『アジアから見た日本』二、角川書店、一九九二年)、拙稿「九世紀における東アジア海域と海商―徐公直と徐公祐―」(『人文研究』五八、二〇〇七年三月)。
- (2) 田島公「大宰府鴻臚館の終焉」(『日本史研究』三八九、一九九五年)。
- (3) 拙稿「貿易と都市―宋代市舶司と明州―」(『東方学』一一六輯、二〇〇八年七月)、同「宋代兩浙地域における市舶司行政」(『東洋史研究』六九―一、二〇一〇年六月)。
- (4) 大庭康時「博多の都市空間と中国人居住区」(『港町の世界史? 港町のトポグラフィ』青木書店、二〇〇六年)。
- (5) 亀井明德「日宋貿易関係の展開」(『岩波講座日本通史』第六巻、一九九五年)。
- (6) 渡邊誠「年紀制と中国海商―平安時代貿易管理制度再考―」(『歴史学研究』八五六、二〇〇九年八月)などを参照。
- (7) 森克己「東宮と宋商周良史」(『新編 森克己著作集第二巻 続日宋貿易の研究』勉誠出版、二〇〇九年)、前掲亀井氏・渡邊氏論文を参考とした。
- (8) インターネット版新聞『中国寧波網』二〇〇六年三月十四日付の「探尋寧波『海上絲路』有重大發現」による。同記事によれば、寧波市文物局の楊古城氏が周氏の族譜『重修官塘周氏宗譜』を調査し、周文裔・周良史父子の名を確認している。ただし周文徳の名は無いという。

周氏年譜

- 『周氏宗譜』には、さらに周文裔は九六二年（建隆三）に生まれ、同じ東畧村の陳氏を娶ったが、後に日本女性と結婚し周良史（九八六）をもうけた、また施氏が明州鄞県黄古林（明州城西郊外）の望族であったことなどが記載されているらしいが、筆者は未見。
- (9) 前掲拙稿「宋代兩浙地域における市舶司行政」を参照。
- (10) 『宋会要輯稿』職官四四一四、天聖四年十月「明州言、市舶司牒、日本国太宰府進奉使周良史状奉本府都督之命、将土産物色進奉。本州看詳、即無本処章表、未敢發遣上京。欲令明州只作本州意度、論周良史、縁無本国表章、難以申奏朝廷。所進奉物色、如肯留下、即約度価例迴答、如不肯留下、即却給付、曉示令迴。從之」。
- (11) 前掲亀井氏論文を参照。
- (12) 前掲森氏論文を参照。
- (13) 『元和姓纂』卷五、周姓。
- (14) 梅原郁「宋代の形勢と官戸」（『東方学報』六〇、一九八八年）。
- (15) 林文理「『博多綱首』関係史料」（『福岡市博物館研究紀要』四、一九九四年）。
- (16) 前掲大庭氏論文を参照。
- （やまざき さとし 歴史学科）  
二〇一〇年九月二十九日受理

年月	施氏・周弁	周文裔・周良史	備考
一〇〇七	施氏、誕生		
一〇二〇	施氏（十四）、周良史（三十五）と婚姻		
一〇二一	周弁、誕生 〔周弁、生後より父の顔を見ず〕		
一〇二八	周良史の訃報至る。寡婦となる（二二二） 〔施氏、貧乏に耐え子を育てる〕		
一〇三八	周弁（十八）、郷試を通過 〔周弁、なかなか進士に合格せず〕		
一〇六一	周弁（四十二）、進士及第し、会稽県主簿となる		
一〇八〇	施氏、卒す（七十四）		
一〇九三	周弁、卒す（七十三）		
		<p>（九六二）周文裔、誕生（九八六）周良史、誕生。母は日本女</p> <p>〔周良史、台州寧海県で幼少を過ごす〕</p> <p>（一〇一一・五）周文裔、来日。在宋僧寂照の消息を伝える</p> <p>〔一〇二〇〕綱首文襄、唐船二艘で来日（『小右記』）</p> <p>（一〇二一）周良史、父文裔に随い日本へ</p> <p>（一〇二六・六）周良史、名籍を関白藤原頼通に進める</p> <p>（一〇二六・七）周文裔、帰国</p> <p>（一〇二六・十）周良史、明州市舶司と朝貢貿易</p> <p>（一〇二八・八）周良史、対馬に来着</p> <p>（一〇二八・九）周文裔、来日</p> <p>（一〇二八・十二）周文裔、高田牧司を経て、唐物を右大臣実資に贈る</p> <p>（一〇三四・正）周良史、皇太子敦良親王（後朱雀天皇）と正月の挨拶</p>	<p>（九八六）周文徳、源信より『往生要集』を託される</p> <p>（九九〇）周文徳、来日</p>